



農泊推進・交流拠点整備現地相談会開催

日時：令和元年7月29日(月)午前10時～正午

場所：東和町小友「やなのうえプロジェクト」邸

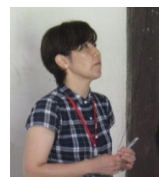
平成30年6月住宅宿泊事業法が施行され、旅行業法に規定される営業者以外の者が、宿泊料を取って住宅に宿泊させることができるようになりました。

東和作戦会議では、これまで東和地域交流のまちづくり協議会として平成31年3月4日東和総合福祉センターで民泊事業法についての学習会を行うなど、民泊推進のための活動を実施してきました。

今回は、農家民宿、住宅民泊など、旅行者のニーズに合った宿泊体制を推進していくため、民泊に興味を持つ方々に呼びかけて実施したもので、



- ・民泊・民宿の分類と根拠法令、手続きや受入に関する内容。
- ・開業に向けた事前準備について。
- ・住宅宿泊事業法による届け出の実際と開業後の対応などについて岩手県中部保健所環境衛生課の平田さん、花巻農林振興センター農政推進課の斎藤さんを講師に、より実践的な内容について学習しました。



《住宅宿泊事業法(民泊新法)による民泊について》

現在岩手県内で、この住宅宿泊事業法による民泊に届出をしているのは35施設でそのうち花巻保健所管内は7施設となっています。

この法律により宿泊事業を行う場合は岩手県知事への届け出が必要で、申請料はいりません

ただし、年間180日を超える宿泊受入はできません。

- 受入することができる住宅の条件は、
 - ・人が生活の本拠として使用している家屋であること。
 - ・台所、浴室、便所、洗面設備が整っていること
- 住宅宿泊事業を行うことができる住宅の例
 - ・別荘など季節に応じて年数回程度利用している家屋
 - ・休日のみ生活しているセカンドハウス
 - ・現在一時的に生活の本拠を移しているが、将来的には再度生活拠点となる予定の家屋
 - ・相続により所有し、現在常時居住はしていないが将来的に住宅の用に供することを予定している家屋
 - ・生活の本拠ではないが、別宅として使用している古民家

参加者からは、今回の相談会は参考になったという声が多く、民泊に取り組む意志はあるものの検討中という方が大多数でした。

また、東和作戦会議が法人として民泊事業の登録推進をしてほしい。さらに、移住定住促進活動や特産品開発、地域PRイベント活動に期待したいという声がありました。

2020年の東京オリンピックに向けて外国人旅行者受入のために整備された住宅宿泊事業法(民泊新法)ですが、東和作戦会議では、この新法を活かし地方に人を呼び込むための活動を行っていきます。

人と話すのが好きで、お世話好きなあなた！空いているお部屋を活かして民泊に取り組んでみませんか？詳しくは東和農旅ホームページで。興味をお持ちのみなさんぜひご連絡ください。